

化学工学会「エネルギー部会」規約

2001.4.2 制定, 2002.3.27, 2002.12.20, 2004.4.3, 2011.9.15, 2021.3.22, 2024.4.25 改訂

(総則)

第 1 条 本会は(公社)化学工学会の部会規定により設置され,「エネルギー部会」と称する(英文名;Division of Energy Engineering). 事務局は当部会の代表者の所属する機関とする.

(目的)

第 2 条 本会は化学工学会のエネルギーに係る専門分野の代表機関として, エネルギーの開発から蓄熱, 熱輸送, エネルギー利用まで, エネルギーに関連する諸課題について, 横断的に学術および技術の向上, 交流を促進し, 産官学間の基礎研究, 基盤研究, 応用研究開発の有機的な連携をはかることを目的とする.

(事業)

第 3 条 本会の目的を達成するため, 次の事業を行う.

- 1) エネルギー開発, 転換, 蓄熱, 熱輸送, 効率的エネルギー利用等, エネルギーに関連する研究
- 2) 講演会, 講習会, 見学会の開催
- 3) 調査および資料, 情報の収集・整備と交換
- 4) 国際会議, 化学工学会シンポジウムの開催と支援
- 5) その他, 本会の目的の達成に必要な事業

(構成)

第 4 条 本会は個人会員, 賛助会員, 学生会員, 特別会員, 名誉会員で構成される.

個人会員は化学工学会正会員のうち, 部会に参加を希望した全員である.

賛助会員は, 部会活動に参加を希望した全員であり, 事業所・研究所別に賛助会員の登録ができる.

学生会員は化学工学会学生会員のうち, 部会に参加を希望した全員である.

特別会員は, 化学工学会の会員でない正会員あるいは学生会員である.

名誉会員は, 本会の特に功労のあった会員で, 幹事会での推薦, 承認をもって決定される.

(入会および退会)

第 5 条 入会および退会は書面により提出し, 幹事会で承認を得るものとする. 会費の滞納が 1 年以上におよぶ会員は会員の資格を放棄したものとみなす.

(役割およびその任期)

第6条 本会に次の役員をおくことができる。

部会長 1名、副部会長若干名、部会幹事若干名、庶務幹事1名、会計監事1名。また、分科会をおく場合は、分科会正代表1名、副代表者 1名ないし2名、分科会幹事若干名をおくことができる。役員任期は、原則として2年間とし、部会長を除き再任を妨げない。任期半ばで交代した場合の任期は前任者の後任期間とする。

部会長は退任後、幹事会の承認を得て顧問幹事となることができる。顧問幹事には任期は定めない。

(役員職務) 第7条 部会長は本会を代表し、会務を総括する。

副部会長は、部会長を補佐し、円滑な会務の遂行を行う。

幹事は、本会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行し、職務、会計、企画を分担する。分科会正副代表者および分科会幹事は幹事も兼任する。

会計監事は部会の財政および業務を監査する。

分科会正副代表者は、各分科会を代表し分科会の会務を総括する。

分科会幹事は、分科会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行する。

(役員選出)

第8条 部会長の選出は部会会員の推薦をもとに幹事会で候補者を協議した上、総会にて選出する。

総会にて部会長選出後、部会担当理事を通じて化学工学会理事会が承認する。

副部会長、庶務幹事、会計監事、幹事、分科会正副代表者は部会長が任命し、幹事会にて承認する。

なお、部会長は幹事会の議を経て随時幹事を任命できる。新たに任命された幹事の承認は次の幹事会にて行う。

(役員罷免)

第9条 本会にとって著しく不利益が生じるもしくは本会にふさわしくないと判断された場合は、会員からの申し出により、当該役員の出遇について幹事会で協議したのち、正当な根拠とともに総会に審議を諮る。

(分科会設置)

第10条 本会の目的を達成するための分科会を設置することができる。

分科会の設置、期間延長および改廃と正副代表者は幹事会で協議の上、総会の承認により決定する。

分科会の設置期間は2年とするが、必要に応じて期間を延長することができる。

分科会幹事は分科会代表者が任命し、幹事会にて承認する。

(部会幹事会)

第 11 条 幹事会は、部会長、副部会長、庶務幹事、会計監事、幹事により構成し、必要に応じて部会長が召集する。

幹事会は次の事項を行う。

- 1) 会の設置および継続に関する事務
- 2) 会員の入退会
- 3) 化学工学会との連絡
- 4) 事業計画、予算および決算案の立案
- 5) 分科会正副代表者の選出および分科会幹事の承認
- 6) 次期部会長候補の選出
- 7) その他、本会の運営と事業の執行に必要な事項

(総会)

第 12 条 総会は年 1 回行い、部会長がこれを召集する。ただし、部会長は必要に応じて臨時総会を召集できるものとする。

総会では次の事項を行う。議決は出席者の過半数の賛成による。

- 1) 事業、会務報告とその承認
- 2) 事業計画、予算の承認
- 3) 役員の変更
- 4) 規約の改正および細則の制定と改正
- 5) その他、本会に必要な事項の決定

(部会事務局)

第 13 条 部会事務局は部会長の下で、部会の事務一般を掌握する。部会事務局員の任命は、幹事会の議を経て部会長が行う。

(会計)

第 14 条 経理は化学工学会との連結決算となる。本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、委託研究費および事業収入を以てこれにあてる。部会運営経費の 10%を部会関連事業経費・管理費として化学工学会本部へ納める。受託研究の受け入れに伴う経費の扱いについては、事実が発生した時点で、幹事会にて協議、規定する。余剰金は、次年度へ繰り越しできる。

(会費)

第 15 条 個人会員の会費は化学工学会の定める規程に従う。賛助会員、特別会員は幹事会にて別途定める額の年会費を納める。名誉会員、学生会員は会費を納めなくても良い。

(所在地)

第 16 条 本部会は次の所在地に置く。

広島県東広島市鏡山1-4-1

広島大学大学院先進理工系科学研究科 熱工学研究室内

(細則)

第 17 条 本規約の実施に関して必要が生じた場合には細則を定めることができる。細則の制定と改正は総会の承認をもって成立する。

(規約の改正)

第 18 条 本規約は、総会の承認をもって改正することができる。

(付則)

本規約は 2001 年 4 月 2 日より施行する

(付則)

本規約は 2024 年 4 月 25 日より施行する